

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月10日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	プロフェッショナル・ステージ
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限5兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

プロフェッショナル・ステージ（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成22年9月11日から平成23年9月12日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
年4回	北米			
年6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 ()		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 (その他資産(投資 信託証券(株式、債 券、不動産投 信))) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

資産複合 資産配分固定型（その他資産（投資信託証券（株式、債券、不動産投信）））
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行いません。
「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

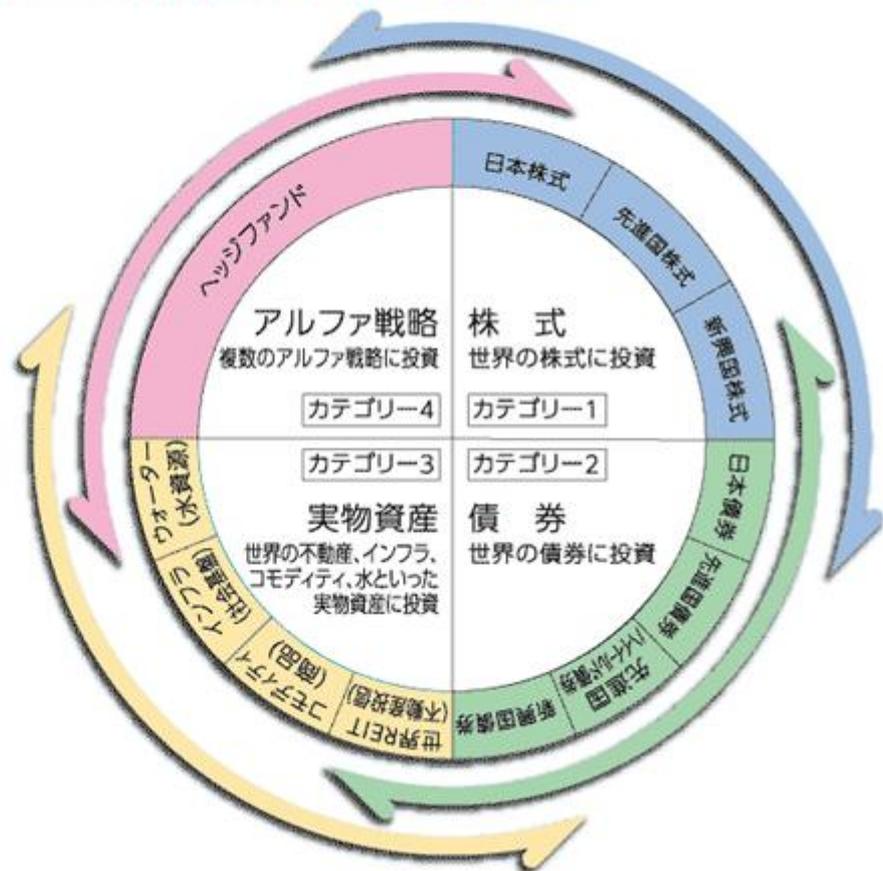
目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1 世界中の投資対象を4つの資産カテゴリー「株式」「債券」「実物資産」「アルファ戦略」に分け、国際分散投資を行ないます。

- ※ 各資産カテゴリーおよび各資産クラスの配分は、市場環境などに鑑みて随時見直しを行ないます。
- ※ 右図はイメージであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。
- ※ 「実物資産」、「アルファ戦略」の資産カテゴリーとして、株式や債券に投資する場合があります。



「アルファ戦略」とは

市場動向に左右されにくい収益獲得をめざす運用戦略全体を指します。アルファ戦略の代表的なものとしては、アービトラージ戦略、マーケット・ニュートラル戦略、ロング・ショート戦略およびグローバル・マクロ戦略などがあります。

●アービトラージ戦略

市場価格と理論価格のギャップに注目し、将来、両者が収斂することを前提として、その売りと買いを組み合わせ、裁定取引（アービトラージ）を行なう投資手法です。

●ロング・ショート戦略

割安と判断する資産（例えば株式）を買い、割高と判断する別の資産（例えば異なる株式）を売るという投資手法です。

●マーケット・ニュートラル戦略

市場が上下どちらに動いても収益獲得をめざすことができるよう、ポートフォリオをほぼ同金額の買い持ち（ロング）、売り持ち（ショート）で構成し、買い持ちと売り持ちの合計をほぼゼロとする投資手法です。

●グローバル・マクロ戦略

世界各国の経済、金利、為替などのマクロ指標を調査・分析し、それに基づき株式、債券、通貨、商品などについて買い持ち（ロング）、売り持ち（ショート）をとる投資手法です。

実物資産クラスの追加

不動産、ウォーター、インフラ（社会基盤整備）、コモディティなどの実物資産

- ・ 当ファンドでは、不動産、ウォーター、インフラ（社会基盤整備）、コモディティなど、実際に目に見える資産に投資します。実際の運用においては、不動産は不動産投資信託（REIT）、コモディティは商品先物などの金融商品を通じて投資を行ないます。



※上図はイメージです。

機動的な資産配分変更

資産クラスの追加

- ・ 日々進化するマーケット環境を柔軟に捉えるため、アルファ戦略や資産クラスを適宜追加します。

リスク低減の期待

- ・ さまざまな資産、地域に投資することでリスク低減が期待できます。

2 投資対象とする各投資信託証券の選定や組入比率については
日興アセットマネジメントのニューヨーク現地法人の専門部署が助言を行ないます。

(追加的記載事項)

当ファンドが投資を行なう投資信託証券は、資産カテゴリーおよび資産クラスごとに以下のものを定めています。(本書提出日現在)

資産カテゴリー	資産クラス	投資信託証券
株式	日本株式	日本株式アクティブ・マザーファンド
		上場インデックスファンドTOPIX
	先進国株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・海外グロース株ファンド-1
		iシェアーズ S&P グローバル公益事業セクター・インデックス・ファンド
		iシェアーズ S&P 500 インデックス・ファンド
		iシェアーズ Russell 2000 インデックス・ファンド
		パワーシェアーズ・キューキューキュー・トラスト・シリーズ1
		iシェアーズ S&P ヨーロッパ350 インデックス・ファンド
	新興国株式	上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)
		JPMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・インデックス・ファンド		
債券	日本債券	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)
	先進国債券	日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)
		SPDR パークレイズ・キャピタル・インターナショナル・トレジャリー・ボンド ETF
		iシェアーズ・パークレイズ 米国総合 ファンド
		iシェアーズ・パークレイズ 米国TIPS ファンド
	先進国ハイイールド債券	上場インデックスファンド海外債券(Citigroup WGBI)毎月分配型
	新興国債券	モルガン・スタンレー・グローバル・ハイ・イールド・ファンドF(適格機関投資家専用)
iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債ファンド		
世界REIT(不動産投信)	スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定)	
実物資産	世界REIT(不動産投信)	世界REITマザーファンド
	コモディティ(商品)	日興S&P DTIトラッカーユニットトラスト
		iシェアーズ S&P グローバル・エネルギー・セクター・インデックス・ファンド
		iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
	インフラ(社会基盤)	世界インフラ株マザーファンド
		iシェアーズ S&P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス・ファンド
ウォーター(水資源)	SAM ウォーター ファンド	
	パワーシェアーズ・ウォーター・リソーシズ・ポートフォリオ	
アルファ戦略	アルファ戦略	GDAAストラテジーファンド クラスB

信託金限度額

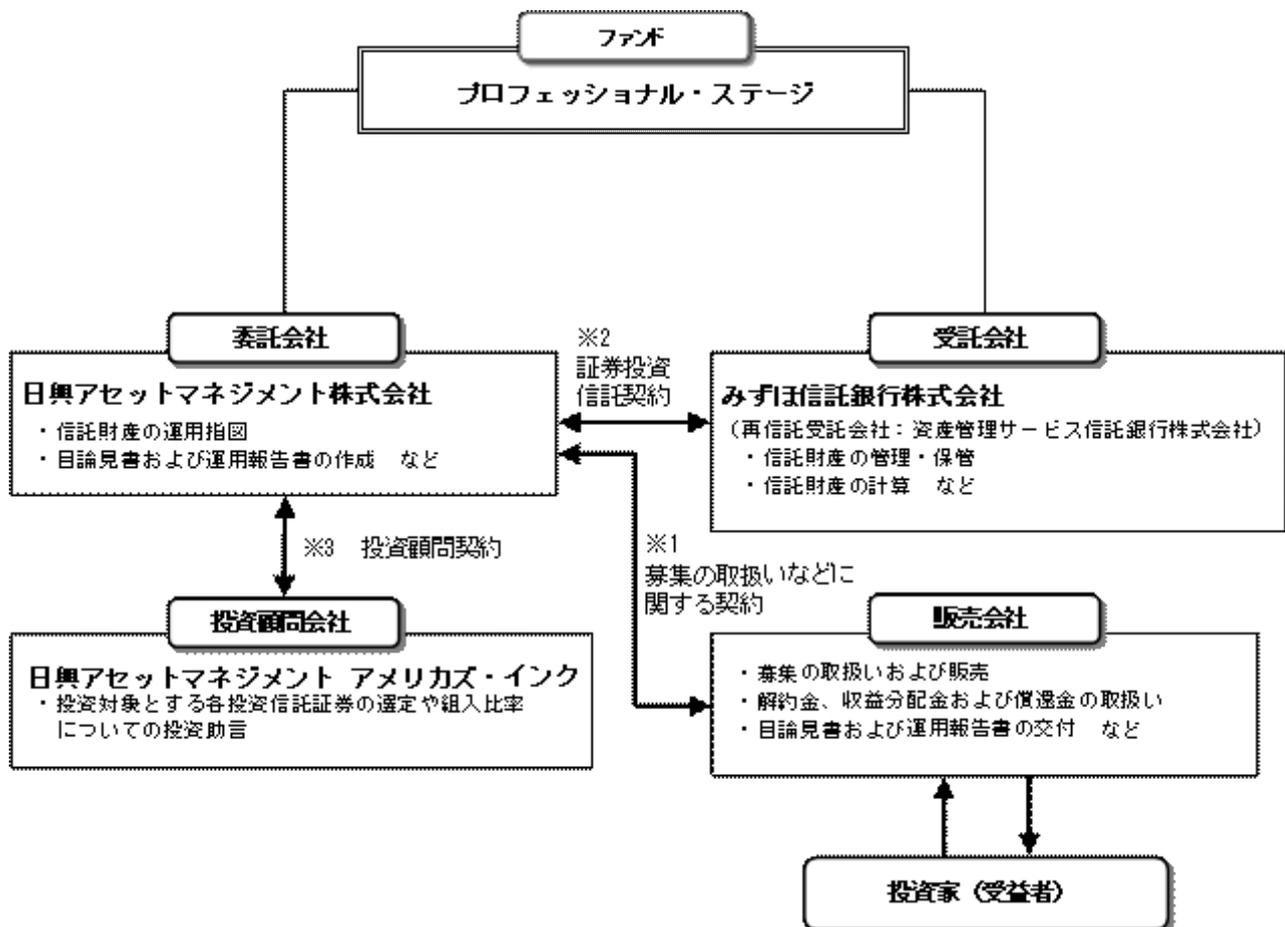
- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年7月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

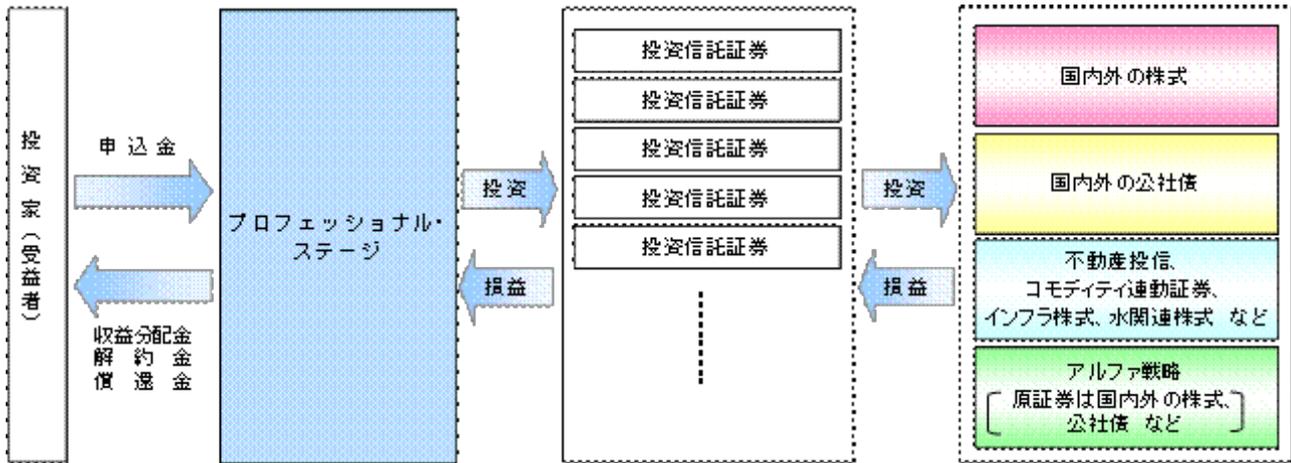
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成22年7月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪府中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用の基本方針、ファンドに係る費用などについて、本書提出日現在で委託会社が知りうる情報などを基に記載したものです。

今後、投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合などにより、記載の内容が変更となる場合があります。

<日本株式アクティブ・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、東証一部上場株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）[*] に対する、中長期的に安定した超過収益の獲得をめざします。運用にあたっては、独自のクオンツモデルにより株式個別銘柄の期待超過リターン（期待アルファ）を捉え、最適化モデルによりリスクコントロールを行なった上で期待アルファが最大となるポートフォリオの構築を試みます。 ・株式組入比率を原則として高位に保つため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成19年7月31日設定）
決算日	毎年6月12日（休業日の場合は翌営業日）

* TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄（算出対象除外後の整理ポスト割当銘柄および算出対象組入前の新規上場銘柄を除きます。）の浮動株調整後の時価総額を指数化したもので、市場全体の動向を反映するものです。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

< 上場インデックスファンド T O P I X >

運用の基本方針	
基本方針	T O P I X（東証株価指数）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	T O P I X（東証株価指数）の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、T O P I X（東証株価指数）の構成銘柄等に投資し、同指数に連動する投資成果をめざします。
主な投資制限	・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	以下の1)および2)を合計した額 1) 純資産総額に対し年0.0924%（税抜0.088%）の率を乗じて得た額 2) 信託財産で保有する有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料に0.525（税抜0.5）以内を乗じて得た額
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、監査費用、信託事務の処理に要する諸費用、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成13年12月20日設定）
決算日	毎年7月8日

< 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・海外グロース株ファンド - 1 >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	「アライアンス・バーンスタイン・国際リサーチ・グロース株・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要国を中心とする株式に分散投資することにより、信託財産の成長をめざします。 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行ないません。ただし、資金動向、市場動向などにより、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向などに急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときなどならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 <p><u>ベンチマーク</u></p> <p>MSCI コクサイ・インデックス(税引き後配当金込/円ベース)[*]</p> <p>ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことで、当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。また、投資対象国の株式市場の構造変化などによっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とし、かつ、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.798%(税抜0.76%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用など)、信託財産に関する租税など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限(平成19年3月15日設定)
決算日	毎年9月5日(休業日の場合は翌営業日)

* MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考) アライアンス・バーンスタイン・国際リサーチ・グローブ株・マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	日本を除く世界主要国を中心とする株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として日本を除く世界主要国を中心とする株式に分散投資することにより、信託財産の成長をめざします。 ・投資価値が高いと判断されるMSCI国際株価指数に採用されている国およびエマージング市場を対象として、店頭取引または証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場されている株式を主な投資対象とします。 ・企業のファンダメンタルズ分析をベースとして、市場で過小評価された潜在成長力を有する企業へ投資するアクティブ運用を行ないます。 ・広く銘柄分散を図ったポートフォリオ運営を行ないます。 ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、資金動向、市場動向などにより、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。 ・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向などに急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときなどならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とし、かつ、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資一任） アライアンス・バーンスタイン・リミテッド（投資一任） アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド（投資一任） アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成18年11月29日設定）
決算日	毎年9月5日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ S & P グローバル公益事業セクター・インデックス・ファンド >（米国籍米ドル建
外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル公益事業セクター・インデックス（世界の公益事業関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル公益事業セクター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P グローバル公益事業セクター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中（総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること）。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ（例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない）。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2006年9月12日設定）
決算日	毎年3月31日

< i シェアーズ S & P 500 インデックス・ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S & P 500インデックス(米国株式市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P 500インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P 500インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.0945%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2000年5月15日設定)
決算日	毎年3月31日

< iシェアーズ Russell 2000 インデックス・ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	Russell 2000 インデックス(米国株式市場に上場する小型株の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	Russell 2000 インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、Russell 2000 インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から4回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.24%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2000年5月22日設定)
決算日	毎年3月31日

<パワーシェアーズ・キューキューキュー・トラスト・シリーズ1> (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	ナスダック100指数に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ナスダック100指数の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、ナスダック100指数の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をあげることをめざします。
主な投資制限	1940年投資会社法による制限
収益分配	一般的に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
管理会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
信託期間	無期限(1999年3月10日設定)
決算日	毎年9月30日

< i シェアーズ S & P ヨーロッパ350 インデックス・ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S & P ヨーロッパ350インデックス(欧州株式市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P ヨーロッパ350インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P ヨーロッパ350インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.6%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2000年7月25日設定)
決算日	毎年3月31日

< 上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>以下の1)および2)を合計した額</p> <p>1) 純資産総額に対し年0.1575%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額</p> <p>この他に、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.105%（税抜0.1%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.2625%（税抜0.25%）程度となります。</p> <p>受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p> <p>2) 信託財産で保有する上場投資信託証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.525（税抜0.5）以内を乗じて得た額</p>
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成22年1月22日設定）
決算日	毎年1月20日

< JPMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行いません。
主な投資対象	「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境などの急変などが起きた場合、為替ヘッジを行なうことがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.903%（税抜0.86%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用など）、信託財産に関する租税など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年12月11日設定）
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各6日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行いません。
主な投資対象	<p>世界の新興国で上場または取引されている株式に投資します。ここで「新興国」とは、投資顧問会社が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。</p> <p>上記の株式には、以下の有価証券を含みます。</p> <p>イ．上記の株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>ロ．金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「カバード・ワラント」といいます。）</p> <p>ハ．社債（外国法人の発行するものを含みます。）のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「株価連動社債」といいます。）</p>
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行ないます。 ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資一任）
信託期間	無期限（平成18年7月28日設定）
決算日	毎年7月26日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ M S C I エマージング・マーケット・インデックス・ファンド > (米国籍米ドル建
外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	M S C I エマージング・マーケット・インデックス (新興国株式市場の値動きを表す指数です。) に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資すること。 ・非流動性証券を純資産総額の15%以上保有すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.75%以内 (国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限 (2003年4月7日設定)
決算日	毎年8月31日

< 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>以下の1)および2)を合計した額</p> <p>1) 純資産総額に対し年0.1575%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額</p> <p>この他に、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.105%（税抜0.1%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.2625%（税抜0.25%）程度となります。</p> <p>受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p> <p>2) 信託財産で保有する上場投資信託証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.525（税抜0.5）以内を乗じて得た額</p>
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成22年1月22日設定）
決算日	毎年1月20日

<日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）>

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	「日本短期債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、「日本短期債券マザーファンド」受益証券に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）[*]の動きを上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げる場合もあります。 ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.1575%（税抜0.15%）
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年9月29日設定）
決算日	毎月22日（休業日の場合は翌営業日）

* 日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

日興債券パフォーマンスインデックス（総合）には、債券の残存期間別に、短期・中期・長期などのサブインデックスがあり、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）は、残存期間1年以上3年未満の短期の債券市場の動きを表す指数です。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（ご参考）日本短期債券マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	わが国の短期公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と売買益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）（以下「ベンチマーク」といいます。）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ・投資対象とする公社債は、原則としてその格付（格付が付与されていない場合は、委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをを用いるもの）が投資適格（BBBマイナス格相当以上）のものとし、 ・公社債への投資にあたっては、主にデュレーション調整戦略、イールド・カーブ調整戦略、セクター・アロケーション戦略、クレジット戦略および銘柄選択などにより、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。なお、債券先物取引などをヘッジ目的に限定せずに積極的に活用します。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成11年10月29日設定）
決算日	毎年10月28日（休業日の場合は翌営業日）

< S P D R バークレイズ・キャピタル・インターナショナル・トレジャリー・ボンド E T F > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	バークレイズ・キャピタル・グローバル・トレジャリー・インデックス(除く米国)(投資適格の国(米国を除く)が発行する現地通貨建て国債市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	バークレイズ・キャピタル・グローバル・トレジャリー・インデックス(除く米国)の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、バークレイズ・キャピタル・グローバル・トレジャリー・インデックス(除く米国)の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	・総資産の10%まで借入れを行なうことができます。 ・総資産の3分の1まで証券の貸付を行なうことができます。
収益分配	一般的に、毎月分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.5%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	S S g A ファンズ・マネジメント・インク
管理会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2007年10月2日設定)
決算日	毎年6月30日

< i シェアーズ・パークレイズ 米国総合 ファンド >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国の米ドル建て投資適格債券市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中（総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること）。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ（例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない）。 ・優先的受益証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	原則として、最低年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.24%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2003年9月22日設定）
決算日	毎年2月末日

< i シェアーズ・パークレイズ 米国 TIPS ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ・キャピタル米国TIPSインデックス(シリーズL)(米国の物価連動国債市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ・キャピタル米国TIPSインデックス(シリーズL)の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、パークレイズ・キャピタル米国TIPSインデックス(シリーズL)の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	原則として、最低年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.2%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2003年12月4日設定)
決算日	毎年2月末日

< 上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型 >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率をシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざして運用を行いません。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率をシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>以下の1)および2)を合計した額</p> <p>1) 純資産総額に対し年0.1575%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額</p> <p>この他に、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.105%（税抜0.1%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.2625%（税抜0.25%）程度となります。</p> <p>受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p> <p>2) 信託財産で保有する上場投資信託証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.525（税抜0.5）以内を乗じて得た額</p>
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成21年9月25日設定）
決算日	毎月10日

<モルガン・スタンレー・グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）>

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の高利回り債券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	「モルガン・スタンレー・グローバル・ハイ・イールド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。ただし、直接債券などに投資する場合があります。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の高利回り社債に投資を行なうことにより、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。 BofAメリルリンチ グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）[*]をベンチマークとします。 実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行ないません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向などによっては、為替ヘッジを行なうことがあります。 市況動向、資金動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 株式への実質投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限りません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引（スワップ取引、有価証券先物取引等、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）は、ヘッジ目的に限定しません。デリバティブ取引によるポートフォリオのレバレッジは行ないません。
収益分配	毎決算時に、収益分配金額は、基準価額の水準および分配原資の水準などを考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額などの場合は、分配を行なわない場合もあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.8715%（税抜0.83%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	<p>以下の費用が発生し、投資信託財産から支払います。これらの費用は事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入る有価証券を売買する際に生じる取引費用・外貨建資産の保管費用・信託事務の処理に要する諸費用・投資信託財産に係る監査報酬・法律顧問に対する報酬・法定開示書類の作成、印刷、提出および交付に係る費用 など <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（投資一任）
信託期間	無期限（平成19年3月29日設定）
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）

^{*} BofAメリルリンチ グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックスは、BofAメリルリンチが開発したグローバルベースの高利回り債券のパフォーマンスを表すインデックスです。（円ベース）とは、現地通貨ベースの指数を円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はBofAメリルリンチに帰属します。また、BofAメリルリンチは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（ご参考）モルガン・スタンレー・グローバル・ハイ・イールド・マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の高利回り債券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	世界各国の高利回り社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として世界各国の高利回り社債に投資を行なうことにより、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。なお、世界各国のその他の公社債、転換社債、優先株式、変動利付商品に投資することもあります。 ・BofAメリルリンチ グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。 ・業種分析による分散投資ならびにクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本とし、バリュウ・アプローチによるアクティブ運用を行ないません。 ・投資にあたっては、原則として次の範囲で行ないません。 <ul style="list-style-type: none"> 高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を下回らないものとします。 投資先の社債は、B B格、B格およびこれに準ずるものを中心とします。ただしそれらに限定するものではありません。 同一発行体の発行する公社債（ソブリン債、準ソブリン債を除きます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・外貨建資産について為替ヘッジは原則として行ないません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向などによっては、為替ヘッジを行なうことがあります。 ・市況動向、資金動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引（スワップ取引、有価証券先物取引等、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）は、ヘッジ目的に限定しません。デリバティブ取引によるポートフォリオのレバレッジは行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>以下の費用が発生し、投資信託財産から支払います。これらの費用は事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入の有価証券を売買する際に生じる取引費用・外貨建資産の保管費用・信託事務の処理に要する諸費用・投資信託財産に関する租税 など <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（投資一任）
信託期間	無期限（平成19年3月29日設定）
決算日	毎年6月7日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ i B o x x 米ドル建てハイイールド社債ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	i B o x x米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックス(米国の米ドル建てハイイールド債券市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	i B o x x米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、i B o x x米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先的受益証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	原則として、最低年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.5%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2007年4月4日設定)
決算日	毎年2月末日

<スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）>

運用の基本方針	
基本方針	主として、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券への投資を通じ、新興国が発行した国債など（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債なども含みます。）に投資することにより、安定的な収益確保を図るとともに、信託財産の中長期的に確実な成長をめざして運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債なども含みます。） 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。 JPモルガン G B I E M ディバーシファイド（円ベース）[*]をベンチマークとします。 市況動向、資金動向その他の要因などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券の投資割合には、制限を設けません。 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配	第5計算期間（平成22年10月19日から平成22年11月17日まで）以降、原則として、毎決算時に収益分配を行いません。収益分配金額は、基準価額水準などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し、第4計算期間（平成22年5月18日から平成22年10月18日まで）までについては年率0.798%（税抜0.76%）、第5計算期間以降については年率0.588%（税抜0.56%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成19年8月1日設定）
決算日	第3計算期間までは毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）、第4計算期間は平成22年10月18日、第5計算期間以降は毎月17日（休業日の場合は翌営業日）

* JPモルガン G B I E M ディバーシファイドは、JPモルガンが発表している、エマージング・カントリーの債券市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数の（円ベース）とは、現地通貨建指数を円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガンに帰属します。また、JPモルガンは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（ご参考）メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	新興国が発行した現地通貨建ての国債などを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。 ・JPモルガン G B I E M ディバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。 ・運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。 ・市況動向、資金動向その他の要因などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・外国為替取引（直物為替先渡取引を含みます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（投資一任）
信託期間	無期限（平成19年5月31日設定）
決算日	毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）

<世界REITマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。 ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネージメント（セキュリティーズ） （投資一任）
信託期間	無期限（平成16年3月26日設定）
決算日	毎年1月5日（休業日の場合は翌営業日）

<日興S & P D T Iトラッカーユニットトラスト> (ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	Standard & Poor 's Diversified Trends Indicator (S & P D T I) (円ヘッジあり) *の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国財務省証券、商品先物および金融先物を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> Standard & Poor 's Diversified Trends Indicator (円ヘッジあり)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。 残存期間1年未満の米国財務省証券、Standard & Poor 's Diversified Trends Indicatorに含まれる商品先物、金融先物へ投資を行ないます。 資金繰りの目的のために、現金などを保有する場合があります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 商品先物、金融先物の証拠金は純資産総額の3分の1を超えません。 純資産総額の50%以上は有価証券投資を行ないます。 現物商品への投資は行ないません。 短期のキャッシュ・マネジメント目的に限り、借入れを行なう場合があります。
収益分配	毎年1月および7月の最終営業日に、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率1% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の保管費用ならびに売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、法律顧問費用など。
その他	
投資顧問会社	エンハnst・アルファ・マネジメント・エル・ピー
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2156年12月31日まで
決算日	原則として、毎年12月31日

* Standard & Poor 's Diversified Trends Indicatorは、スタンダード&プアーズ社(S & P社)が開発した、14のセクターに分類された24種類(2010年7月末現在)の商品先物および金融先物に広く分散されたロング/ショート型トレンド指標です。(円ヘッジあり)とは、現地通貨ベースの指数を対円でヘッジし、円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS & P社に帰属します。また、S & P社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

* 「Standard & Poor 's」および「S & P」は、The McGraw-Hill Companies, Inc.の登録商標です。また、「D T I」はAlpha Financial Technologies LLCの登録商標です。これらの登録商標は日興アセットマネジメントの使用についてライセンスされています。本商品は、Alpha Financial Technologies LLCとStandard & Poor 'sによって支持、保証、売買または販売促進されるものではなく、またAlpha Technologies LLCとStandard & Poor 'sは、本商品に対する投資の妥当性を表明するものではありません。

< iシェアーズ S & P グローバル・エネルギー・セクター・インデックス・ファンド > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル・エネルギー・セクター・インデックス(世界のエネルギー関連株式市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル・エネルギー・セクター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P グローバル・エネルギー・セクター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2001年11月12日設定)
決算日	毎年3月31日

< i シェアーズ S & P G S C I コモディティ・インデックス・トラスト > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S & P G S C I トータル・リターン・インデックス(コモディティ市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	Shares S & P G S C I コモディティ・インデックス・インベスティング・プール エル・エル・シー(以下「投資プール」といいます。)を主要投資対象とします。投資プールは、S & P G S C I エクセス・リターン・インデックスの先物取引および短期証券等への投資を行いません。
投資方針	S & P G S C I トータル・リターン・インデックスの値動きと概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	投資対象証券は投資プールの持分に限られます。
収益分配	分配を行なう義務はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.75%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・インターナショナル・インク
管理会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・インターナショナル・インク
信託期間	無期限(2006年7月10日設定)
決算日	毎年12月31日

<世界インフラ株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の株式等に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の企業が発行する金融商品取引所上場株式（預託証券を含みます。）および株式に類似する権利を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、世界各国のインフラ関連企業の金融商品取引所上場の株式（預託証券を含みます。）および株式に類似する権利（「株式等」といいます。）に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 株式等の銘柄選定にあたっては、市場動向や銘柄毎の成長性、収益性および流動性などを勘案して投資を行ないます。 株式等の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 なお、株式に類似する権利への投資比率は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないませんが、市況環境などを勘案して為替ヘッジを行なうことがあります。この場合、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	マコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成19年4月26日設定）
決算日	毎年6月12日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス・ファンド > (米国籍
米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス(世界のインフラストラクチャー関連株式市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	原則として以下を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中(総資産の25パーセント以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること)。ただし、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。 ・借入れ(例外的に借入れを行なう場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない)。 ・優先証券の発行。 ・貸付け。 ・経営権または支配権を行使するために会社の証券に投資することおよび非流動性証券の購入または他の方法により取得すること。
収益分配	一般的に、年1回から2回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
管理会社	パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2007年12月10日設定)
決算日	毎年3月31日

< S A M ウォーター ファンド > (ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	水関連企業への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の株式市場に上場している水関連企業を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の水関連企業の中から、持続的な成長が期待できる企業を選定し、投資します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・1銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。 ・借入残高の合計金額が、純資産総額の10%未満の範囲で借入れを行なう場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して決定し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.58%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。） この他に、固定報酬として月額30万円がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の保管費用ならびに売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、法律顧問費用など。
その他	
投資顧問会社	S A M サステイナブル・アセット・マネージメント
管理会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

<パワーシェアーズ・ウォーター・リソース・ポートフォリオ> (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	パリセーズ・ウォーター・インデックス(世界の水事業関連株式市場の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パリセーズ・ウォーター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、パリセーズ・ウォーター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・総資産の10%まで借入れを行なうことができます。 ・証券の貸付を行なう場合は、貸付証券の時価の102%以上に相当する担保を受け入れます。
収益分配	一般的に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.63%(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
管理会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
信託期間	無期限(2005年12月6日設定)
決算日	毎年4月30日

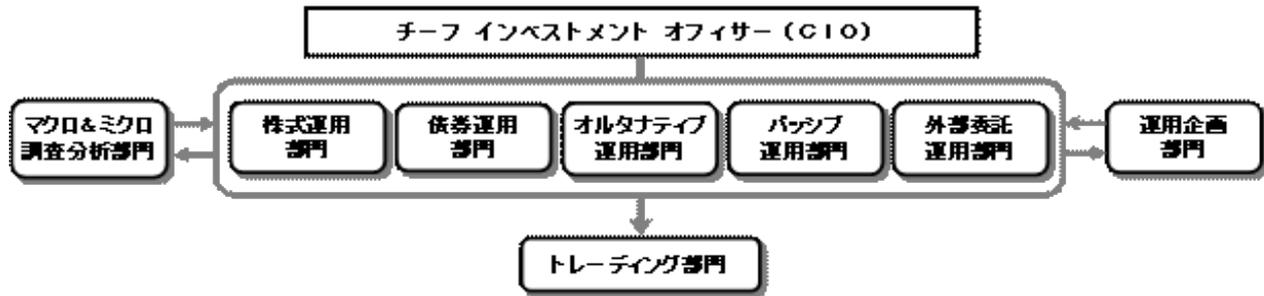
< G D A Aストラテジーファンド クラスB > (ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	ロング・ショート相対価値戦略により、世界の株式市場や債券市場と関連の低い安定的な絶対リターンを獲得することをめざします。
主な投資対象	O E C D 諸国の債券および通貨を主な投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 先進各国の債券先物取引および外国為替予約取引などを用いたロング・ショート相対価値戦略を採用することで、世界の株式市場や債券市場に対して関連の低いリターンの獲得をめざします。 独自に開発された計量モデルによる分析に、運用チームによる定性分析を加味してポートフォリオを構築します。 外貨建資産に関しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
収益分配	原則として、分配は行ないません。ただし、管理会社の判断により分配を行なう場合もあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	<p>純資産総額に対し年率1.65%以内 (国内における消費税等相当額はかかりません。)</p> <p>さらに、当該ファンドの純資産価額(固定報酬控除後、成功報酬控除前)がハイ・ウォーター・マーク(純資産価額の過去の最高値)を上回る場合、その上回る分の20%相当額を成功報酬としてファンドから収受します。</p> <p>この他に、固定報酬として年額8,500米ドルがかかります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の保管費用ならびに売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用、法律顧問費用など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アメリカズ・インク
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

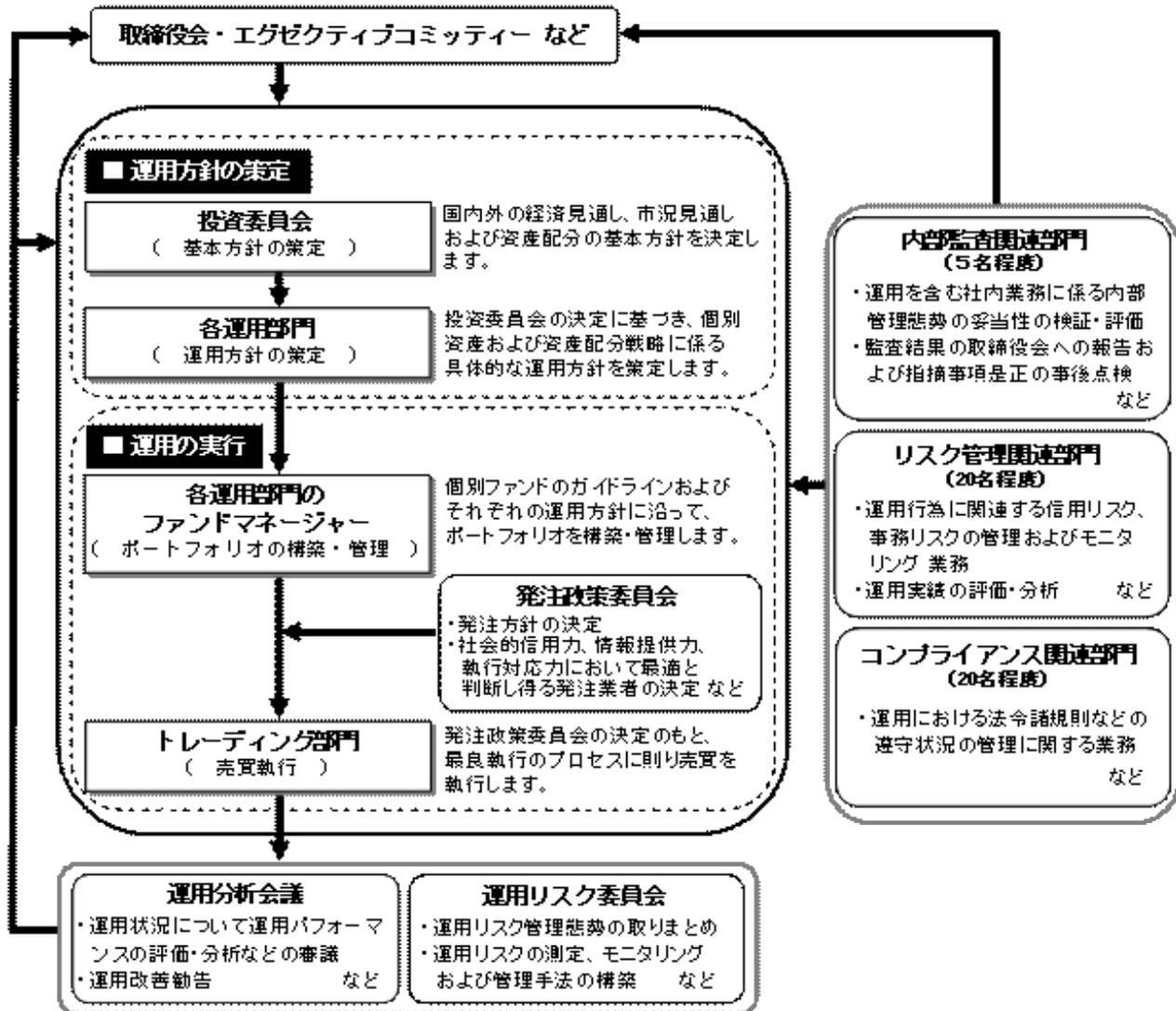
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券については、同一銘柄への実質投資割合を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。なお、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・当ファンドは、主に株式、債券、不動産投信およびコモディティ連動証券を実質的な投資対象としますので、株式、債券、不動産投信およびコモディティ連動証券の価格の下落や、株式、債券および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産、商品（コモディティ）の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ・したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の株式、債券および不動産投信は、先進国の株式、債券および不動産投信に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般にコモディティ連動証券の価格は、投資対象となる商品および当該商品が関係する市況や市況の変化などの要因により価格が変動するリスクがあります。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式、債券および不動産投信は、先進国の株式、債券および不動産投信に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

「アルファ戦略」におけるリスク

アービトラージ戦略、マーケット・ニュートラル戦略、ロング・ショート戦略およびグローバル・マクロ戦略などのアルファ戦略では、買い持ちしている銘柄が、売り持ちしている銘柄よりも上昇率が高いまたは下落率が小さい場合、収益を得ることができず、買い持ちしている銘柄が売り持ちしている銘柄よりも相対的に下落した場合、損失が発生します。なお、アルファ戦略においては、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

< その他の留意事項 >

・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・ 投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

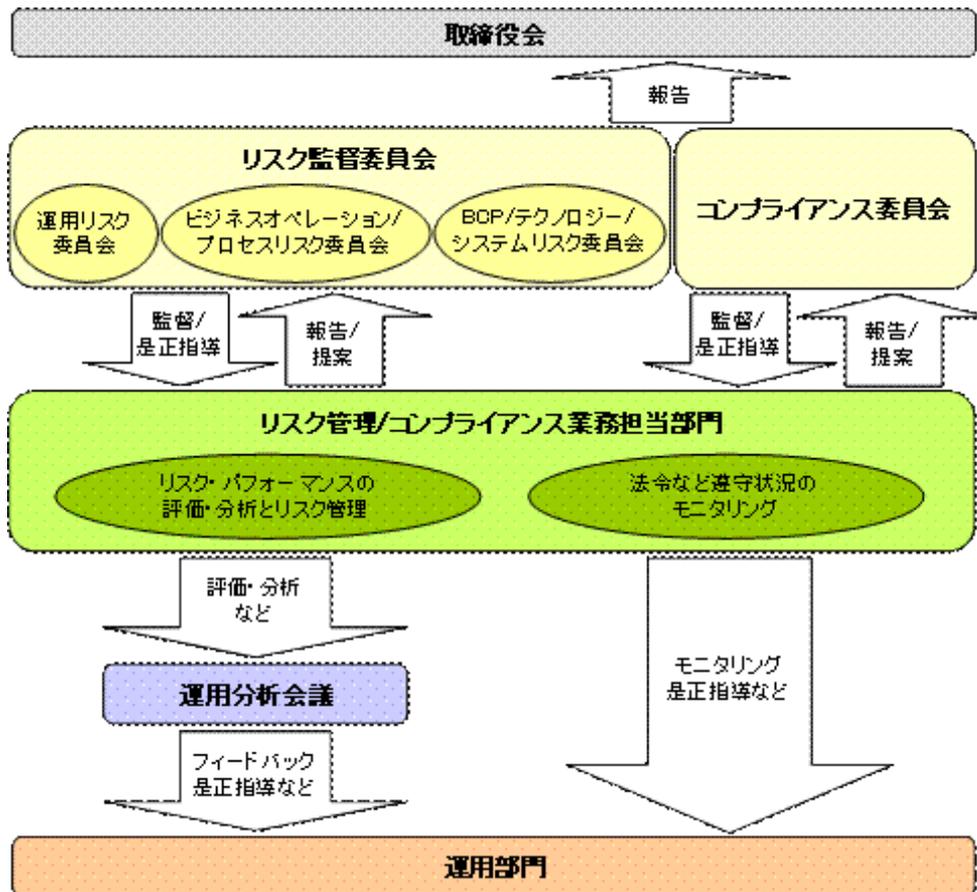
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（税込、年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.2075%
実質的負担（概算値）	1.50%～1.98%程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.2075%（税抜1.15%）の率を乗じて得た額とします。

- ・当ファンドの信託報酬率に投資対象とする投資信託証券の報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（不動産投信を除きます。）について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.50%～1.98%（税込）程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

この他に、投資対象とする投資信託証券の一部においては、運用実績により成功報酬がかかる場合や、固定報酬がかかる場合があります。

この他に、投資対象とする投資信託証券が不動産投信に投資する場合には、不動産投信の運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.2075% (1.15%)	0.5250% (0.50%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)
100億円超 200億円以下の部分		0.4725% (0.45%)	0.6825% (0.65%)	
200億円超の部分		0.4200% (0.40%)	0.7350% (0.70%)	

括弧内は税抜です。

当ファンドの投資顧問会社（日興アセットマネジメント アメリカズ・インク）が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

投資対象とする「世界REITマザーファンド」および「世界インフラ株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

- ・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

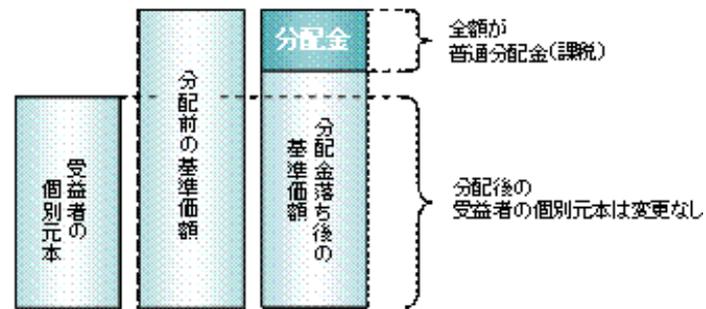
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

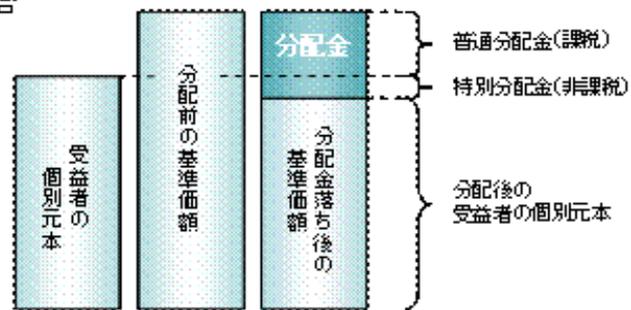
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成22年6月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,894,479	34.92
日本	890,113	16.41
ケイマン諸島	888,738	16.38
アメリカ	115,627	2.13
親投資信託受益証券	1,505,904	27.76
日本	1,505,904	27.76
為替予約取引(売建)	(379,063)	(6.99)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	2,023,885	37.31
純資産総額	5,424,270	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	投資信託受益証券 -	スタンディッシュ・メロン世界新興国ソ ブリン・ファンド(適格機関投資家限 定)	514,359,074	0.9672 0.9332	497,509,547 479,999,887	8.85
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	G D A Aストラテジーファンド	425,298,680	1.0380 1.0592	441,460,029 450,476,361	8.30
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	日興 S & P D T I トラッカーユニット トラスト	36,004	8,916 8,997	321,034,780 323,927,988	5.97
日本円 日本	投資信託受益証券 -	適格機関投資家私募 アライアンス・ パースタイン・海外グロース株ファン ド-1	555,258,469	0.4979 0.4641	276,463,191 257,695,455	4.75
日本円 日本	投資信託受益証券 -	J P M エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	397,958,910	0.3923 0.3830	156,119,280 152,418,262	2.81
アメリカドル アメリカ	投資信託受益証券 -	ISHARES IBOX \$ HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND-ETF	15,369	7,456 7,523	114,594,485 115,627,971	2.13
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	S A M ウォーター ファンド	220,254,505	0.5444 0.5191	119,906,552 114,334,113	2.11

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	世界 R E I T マザーファンド	974,525,297	0.9176 0.8562	894,260,744 834,388,559	15.38
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	日本株式アクティブ・マザーファンド	904,634,730	0.5967 0.5720	539,837,084 517,451,065	9.54
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	世界インフラ株マザーファンド	279,001,795	0.5760 0.5522	160,705,033 154,064,791	2.84

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資信託受益証券	34.92
親投資信託受益証券	27.76
合計	62.68

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
アメリカドル	売建	382,620,240	379,063,971	6.99
合計		382,620,240	379,063,971	6.99

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2007年7月31日）	1.0000	1.0000	9,064	9,064
第1計算期間末（2008年6月12日）	0.9438	0.9438	12,002	12,002
第2計算期間末（2009年6月12日）	0.7144	0.7144	6,915	6,915
第3計算期間末（2010年6月14日）	0.7479	0.7479	5,625	5,625

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2009年6月末日	0.6946	6,615
2009年7月末日	0.7185	6,805
2009年8月末日	0.7306	6,882
2009年9月末日	0.7351	6,653
2009年10月末日	0.7404	6,504
2009年11月末日	0.7150	6,105
2009年12月末日	0.7781	6,448
2010年1月末日	0.7395	6,023
2010年2月末日	0.7383	5,914
2010年3月末日	0.7971	6,223
2010年4月末日	0.8223	6,297
2010年5月末日	0.7446	5,624
2010年6月末日	0.7236	5,424

【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2007年7月31日～2008年6月12日）	0
第2計算期間（2008年6月13日～2009年6月12日）	0
第3計算期間（2009年6月13日～2010年6月14日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2007年7月31日～2008年6月12日）	5.62
第2計算期間（2008年6月13日～2009年6月12日）	24.31
第3計算期間（2009年6月13日～2010年6月14日）	4.69

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2007年7月31日～2008年6月12日）	13,998,332,585	1,281,964,301
第2計算期間（2008年6月13日～2009年6月12日）	42,841,953	3,079,037,376
第3計算期間（2009年6月13日～2010年6月14日）	6,104,567	2,163,910,691

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)
運用実績

2010年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 7,236円

純資産総額 54.24億円

※ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

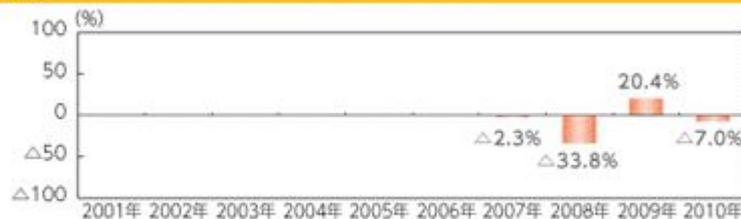
分配の推移(税引前、1万口あたり)

2008年6月	2009年6月	2010年6月	設定来累計
0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

資産カテゴリー	比率	投資信託証券	資産クラス	比率
株式	17.1%	日本株式アクティブ・マザーファンド	日本株式	9.5%
		適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・海外グロース株ファンド-1	先進国株式	4.8%
		JPMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	新興国株式	2.8%
債券	11.0%	iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債ファンド	先進国ハイイールド債券	2.1%
		スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド (適格機関投資家限定)	新興国債券	8.8%
実物資産	26.3%	世界REITマザーファンド	世界REIT(不動産投信)	15.4%
		日興S&P DTIトラッカーユニットトラスト	コモディティ(商品)	6.0%
		世界インフラ株マザーファンド	インフラ(社会基盤)	2.8%
		SAM ウォーター ファンド	ウォーター(水資源)	2.1%
アルファ戦略	8.3%	GDAAストラテジーファンド	アルファ戦略	8.3%
現金その他	37.3%			

年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。

※ 2007年は設定時から2007年末までの騰落率です。

※ 2010年は2010年6月末までの騰落率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1 口単位
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

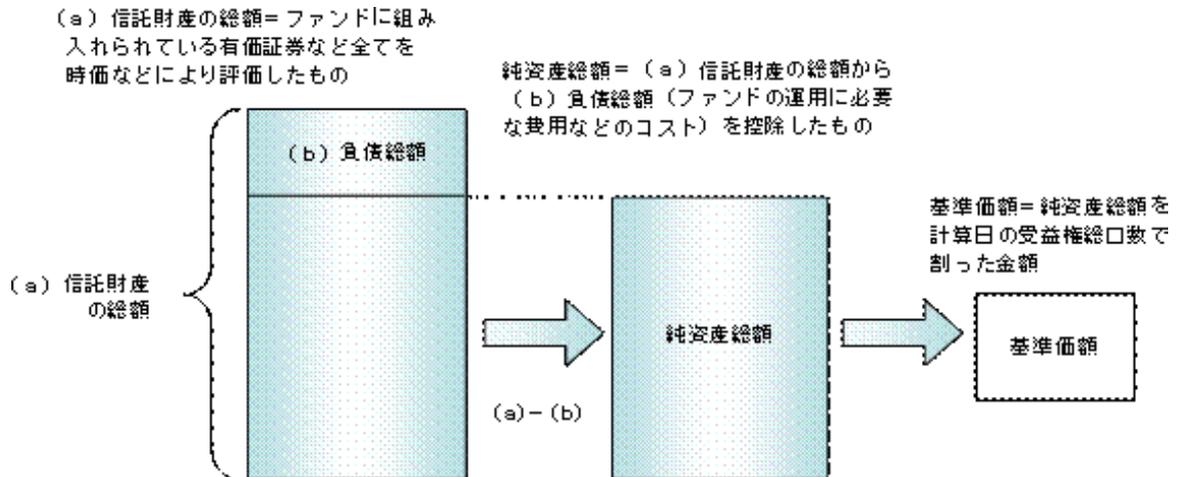
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成29年6月12日までとします（平成19年7月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月13日から翌年6月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

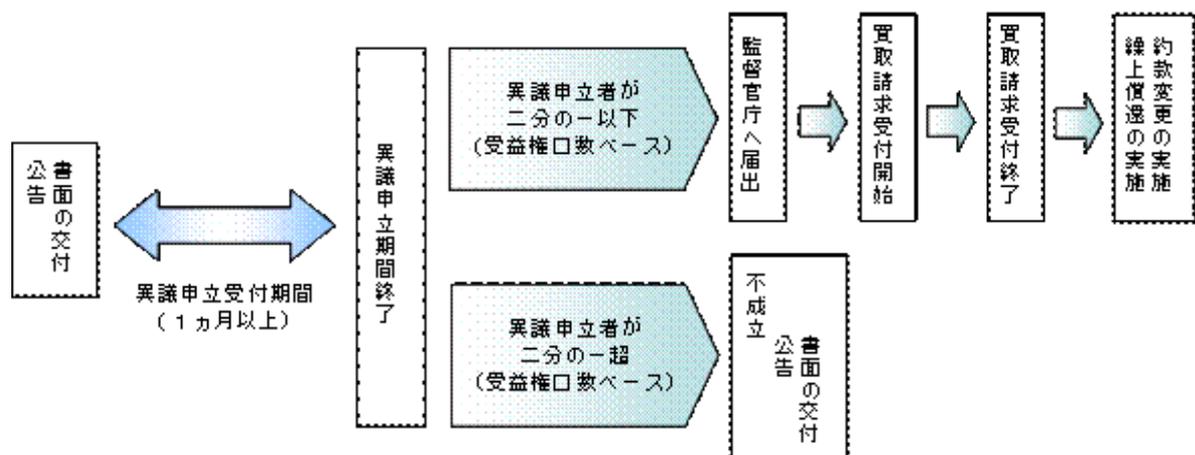
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

- ・ 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成20年6月13日から平成21年6月12日まで）及び第3期計算期間（平成21年6月13日から平成22年6月14日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

プロフェッショナル・ステージ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 平成21年6月12日現在	第3期 平成22年6月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,886,809
コール・ローン	144,276,207	1,838,024,525
投資信託受益証券	4,775,611,535	1,984,815,205
親投資信託受益証券	2,062,385,025	1,567,070,509
未収入金	-	144,711,457
差入保証金	-	140,000,000
流動資産合計	6,982,272,767	5,676,508,505
資産合計	6,982,272,767	5,676,508,505
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,837,631	11,086,726
未払受託者報酬	1,735,120	1,594,644
未払委託者報酬	38,174,027	35,083,504
その他未払費用	2,856,623	3,110,107
流動負債合計	66,603,401	50,874,981
負債合計	66,603,401	50,874,981
純資産の部		
元本等		
元本	9,680,172,861	7,522,366,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,764,503,495	1,896,733,213
（分配準備積立金）	143,948,979	255,624,745
元本等合計	6,915,669,366	5,625,633,524
純資産合計	6,915,669,366	5,625,633,524
負債純資産合計	6,982,272,767	5,676,508,505

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期	第3期
	自 平成20年6月13日 至 平成21年6月12日	自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日
営業収益		
受取配当金	128,887,839	130,872,886
受取利息	2,081,533	272,734
有価証券売買等損益	2,826,490,892	277,340,481
為替差損益	-	15,051,077
営業収益合計	2,695,521,520	393,435,024
営業費用		
受託者報酬	4,254,533	3,350,961
委託者報酬	93,602,499	73,723,819
その他費用	3,846,142	3,965,106
営業費用合計	101,703,174	81,039,886
営業利益又は営業損失（ ）	2,797,224,694	312,395,138
経常利益又は経常損失（ ）	2,797,224,694	312,395,138
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,797,224,694	312,395,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	581,328,430	63,371,912
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	714,243,652	2,764,503,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	174,982,674	620,331,623
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	174,982,674	620,331,623
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,346,253	1,584,567
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,346,253	1,584,567
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,764,503,495	1,896,733,213

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第2期 自 平成20年6月13日 至 平成21年6月12日	第3期 自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該投資信託受益証券の基準値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成21年6月13日から平成22年6月14日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第2期 平成21年6月12日現在		第3期 平成22年6月14日現在	
1.	期首元本額 12,716,368,284 円	1.	期首元本額 9,680,172,861 円
	期中追加設定元本額 42,841,953 円		期中追加設定元本額 6,104,567 円
	期中解約元本額 3,079,037,376 円		期中解約元本額 2,163,910,691 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数 9,680,172,861 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数 7,522,366,737 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,764,503,495円であります。	3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,896,733,213円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自平成20年6月13日 至平成21年6月12日		第3期 自平成21年6月13日 至平成22年6月14日	
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 6,272,258 円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 5,734,617 円
2.	分配金の計算過程	2.	分配金の計算過程
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 108,451,835 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 143,727,562 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 1,521,863 円	C	信託約款に定める収益調整金 1,284,620 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 35,497,144 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 111,897,183 円
E	分配対象収益（A + B + C + D） 145,470,842 円	E	分配対象収益（A + B + C + D） 256,909,365 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり） 0.0150 円 150 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり） 0.0341 円 341 円
G	分配金額 0 円	G	分配金額 0 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり） 0 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり） 0 円

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ ん。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第2期（自 平成20年6月13日 至 平成21年6月12日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,775,611,535	7,096,095
親投資信託受益証券	2,062,385,025	403,430,712
合計	6,837,996,560	396,334,617

第3期（自 平成21年6月13日 至 平成22年6月14日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,387,490
親投資信託受益証券	53,980,796
合計	46,593,306

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

	第2期 自 平成20年6月13日 至 平成21年6月12日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、為替予約取引であります。
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第2期 平成21年6月12日現在		第3期 平成22年6月14日現在	
1口当たり純資産額	0.7144 円	1口当たり純資産額	0.7479 円
（1万口当たり純資産額）	（7,144 円）	（1万口当たり純資産額）	（7,479 円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	G D A Aストラテジーファンド	425,298,680	441,460,029	
	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・海外グロース株ファンド - 1	555,258,469	276,463,191	
	J P Mエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	397,958,910	156,119,280	
	日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)	280,466,652	280,270,325	
	スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定)	308,491,858	297,509,547	
	日興S & P D T Iトラッカーユニットトラスト	20,180	181,034,780	
	S A M ウォーター ファンド	220,254,505	119,906,552	
合計		2,187,749,254	1,752,763,704	

外国投資信託受益証券(アメリカドル)

(単位：アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ISHARES BARCLAYS AGGREGATE BOND FUND-ETF	11,674	1,233,474.84	
	ISHARES IBOX \$ HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND-ETF	15,369	1,295,145.63	
アメリカドル 計		27,043	2,528,620.47	
(邦貨換算額)			(232,051,501)	

(単位：円)

総合計			(232,051,501)	
			1,984,815,205	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 総合計の()内の金額は外国投資信託受益証券の邦貨換算額合計であります。

(親投資信託受益証券)

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本株式アクティブ・マザーファンド	1,115,681,889	665,615,814	
	世界REITマザーファンド	807,532,609	740,749,662	
	世界インフラ株マザーファンド	279,001,795	160,705,033	
合計		2,202,216,293	1,567,070,509	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0	100.0

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成22年6月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	5,709,112,955	円
負債総額	284,842,569	円
純資産総額（ - ）	5,424,270,386	円
発行済数量	7,496,411,438	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7236	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行いません。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年7月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成22年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	385	62,841
株式投資信託	310	51,172
単位型	41	946
追加型	269	50,226
公社債投資信託	75	11,668
単位型	58	892
追加型	17	10,776
投資法人合計	1	36

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年3月31日)		第51期 (平成22年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		27,759	3	23,445
前払費用		393		359
未収入金		3,869		2
未収委託者報酬		5,506		6,451
未収収益	3	582	3	592
立替金		222		177
繰延税金資産		862		1,644
その他	2	30	2	30
流動資産合計		39,226		32,703
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	313	1	134
器具備品	1	346	1	215
有形固定資産合計		660		350
無形固定資産				
ソフトウェア		73		52
電話加入権等		21		-
無形固定資産合計		94		52
投資その他の資産				
投資有価証券		1,243		11,021
関係会社株式		7,719		8,659
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,037		1,042
繰延税金資産		1,218		1,031
その他		0		-
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		10,702		21,239
固定資産合計		11,458		21,642
資産合計		50,684		54,345

(単位:百万円)

	第50期 (平成21年3月31日)		第51期 (平成22年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		181		645
未払金		2,811		3,478
未払収益分配金		7		8
未払償還金		187		194
未払手数料		2,391	3	2,872
その他未払金		225		402
未払費用	3	3,701	3	3,804
未払法人税等		-		404
未払消費税等		-		129
賞与引当金		1,821		2,015
特別賞与引当金		-		1,204
役員賞与引当金		191		235
役員特別賞与引当金		-		106
その他		16		5
流動負債合計		8,723		12,028
固定負債				
退職給付引当金		612		743
その他		102		102
固定負債合計		714		846
負債合計		9,438		12,875
純資産の部				
株主資本				
資本金		16,403		17,363
資本剰余金				
資本準備金		4,272		5,220
その他資本剰余金		4		4
資本剰余金合計		4,277		5,225
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		20,593		18,814
利益剰余金合計		20,593		18,814
自己株式		-		53
株主資本合計		41,273		41,349
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		26		121
評価・換算差額等合計		26		121
純資産合計		41,246		41,470
負債純資産合計		50,684		54,345

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,567	49,510
その他営業収益	2,962	2,788
営業収益計	59,529	52,298
営業費用		
支払手数料	27,877	24,262
広告宣伝費	1,298	878
公告費	17	11
調査費	12,861	11,406
調査費	854	699
委託調査費	11,990	10,689
図書費	15	17
委託計算費	491	450
営業雑経費	714	585
通信費	190	167
印刷費	340	310
協会費	49	42
諸会費	7	6
その他	126	58
営業費用計	43,260	37,594
一般管理費		
給料	7,124	6,920
役員報酬	228	239
役員賞与引当金繰入額	191	235
給料・手当	4,879	4,343
賞与	4	86
賞与引当金繰入額	1,821	2,015
交際費	79	76
寄付金	33	55
旅費交通費	264	253
租税公課	255	225
不動産賃借料	921	921
退職給付費用	336	315
退職金	14	5
固定資産減価償却費	801	358
諸経費	2,992	2,710
一般管理費計	12,824	11,842
営業利益	3,444	2,862

(単位:百万円)

	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		2		2
受取配当金	1	710	1	714
有価証券売却益		160		-
有価証券償還益		73		13
時効成立分配金・償還金		106		23
その他		122		123
営業外収益計		1,176		876
営業外費用				
支払利息		15		9
有価証券売却損		51		-
有価証券償還損		200		-
時効成立後支払分配金・償還金		129		56
支払源泉所得税		-		71
為替差損		-		53
弁護士報酬等		37		37
その他		2		111
営業外費用計		438		340
経常利益		4,182		3,397
特別利益				
投資有価証券売却益		38		84
特別利益計		38		84
特別損失				
投資有価証券売却損		226		12
投資有価証券評価損		569		-
関係会社株式評価損		454		-
固定資産処分損		0		7
特別賞与引当金繰入額		-		3,742
役員特別賞与引当金繰入額		-		355
割増退職金		433		29
その他		-		246
特別損失計		1,685		4,393
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		2,535		911
法人税、住民税及び事業税		273		482
法人税等調整額		568		697
法人税等合計		842		214
当期純利益又は当期純損失()		1,693		696

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,287	16,403
当期変動額		
新株の発行	115	960
当期変動額合計	115	960
当期末残高	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,157	4,272
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,272	5,220
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,161	4,277
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
当期変動額合計	1,067	1,779
当期末残高	20,593	18,814
利益剰余金合計		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
当期変動額合計	1,067	1,779
当期末残高	20,593	18,814

(単位:百万円)

	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
当期変動額合計	-	53
当期末残高	-	53
株主資本合計		
前期末残高	42,109	41,273
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
当期変動額合計	836	75
当期末残高	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	99	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	126	148
当期末残高	26	121
評価・換算差額等合計		
前期末残高	99	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	126	148
当期末残高	26	121
純資産合計		
前期末残高	42,208	41,246
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	2,760	1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	696
自己株式の取得	-	223
自己株式の処分	-	170
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	126	148
当期変動額合計	962	224
当期末残高	41,246	41,470

重要な会計方針

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>	<p>(4) 子会社投資損失引当金 同左</p> <p>(5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
-	<p>(「退職給付に係る会計基準」の一部改正)</p> <p>当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 704百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 424百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 28百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p style="padding-left: 20px;">未払費用 272百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 905百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 502百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、NCT信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年3月1日付でNCT信託銀行株式会社に社名変更を行っております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p style="padding-left: 20px;">現金・預金 10,095百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 33百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p style="padding-left: 20px;">未払手数料 4百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払費用 256百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。</p>

（損益計算書関係）

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 703百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 712百万円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	-	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	12,000,000	-	197,012,500

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	-	357,000	272,000	85,000

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	5,330,000	-	5,330,000	-	-
	平成17年度ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	2,840,000	-	-
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	1,320,000	-	-
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	3,610,000	-	3,610,000	-	-
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	30,000	-	-
	平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	-	19,724,100	165,000	19,559,100	-
合計			25,130,000	19,724,100	25,295,000	19,559,100	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。
- 4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(リース取引関係)

第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
1 オペレーティング・リース取引				1 オペレーティング・リース取引			
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	906百万円	1年内	906百万円	1年内	906百万円	1年内	906百万円
1年超	942百万円	1年超	35百万円	1年超	35百万円	1年超	35百万円
合計	1,849百万円	合計	942百万円	合計	942百万円	合計	942百万円

（金融商品関係）

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	23,445	23,445	-
(2) 未収委託者報酬	6,451	6,451	-
(3) 未収収益	592	592	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	10,873	10,873	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,734	329
(6) 未払金	(3,478)	(3,478)	-
(7) 未払費用	(3,804)	(3,804)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,445	-	-	-
未収委託者報酬	6,451	-	-	-
未収収益	592	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	9,907	354	448
合計	30,489	9,907	354	448

(有価証券関係)

第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7	12	5
	その他	273	299	25
	小計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	836	759	76
	小計	836	759	76
合計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	500	499	1
合計	500	499	1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,404	1,734	329
合計	1,404	1,734	329

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	7	14
	その他	9,873	9,637	235
	小計	9,894	9,644	250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	979	1,024	45
	小計	979	1,024	45
合計		10,873	10,669	204

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	11	-	12
その他	230	84	0
合計	242	84	12

(持分法損益等)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336

(退職給付関係)

第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																														
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一 時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">1,429</td></tr> <tr><td>ロ 年金資産</td><td style="text-align: right;">676</td></tr> <tr><td>ハ 未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">753</td></tr> <tr><td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">141</td></tr> <tr><td>ホ 退職給付引当金残高</td><td style="text-align: right;">612</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 勤務費用</td><td style="text-align: right;">107</td></tr> <tr><td>ロ 利息費用</td><td style="text-align: right;">30</td></tr> <tr><td>ハ 期待運用収益</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">34</td></tr> <tr><td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td style="text-align: right;">169</td></tr> <tr><td>ヘ 退職給付費用合計</td><td style="text-align: right;">336</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ 割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>ハ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">10年</td></tr> </table> <p>5 割増退職金に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 流動負債</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>ロ 割増退職金</td><td style="text-align: right;">433</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	1,429	ロ 年金資産	676	ハ 未積立退職給付債務	753	ニ 未認識数理計算上の差異	141	ホ 退職給付引当金残高	612	イ 勤務費用	107	ロ 利息費用	30	ハ 期待運用収益	5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169	ヘ 退職給付費用合計	336	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	イ 流動負債	16	ロ 割増退職金	433	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。なお当 社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了してお ります。制度終了による影響額は、22百万円の損失で、 内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による利益3 百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償却によ る損失26百万円であります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">838</td></tr> <tr><td>ロ 未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">838</td></tr> <tr><td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>ニ 退職給付引当金残高</td><td style="text-align: right;">743</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 勤務費用</td><td style="text-align: right;">96</td></tr> <tr><td>ロ 利息費用</td><td style="text-align: right;">28</td></tr> <tr><td>ハ 期待運用収益</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td style="text-align: right;">162</td></tr> <tr><td>ヘ 退職給付費用合計</td><td style="text-align: right;">315</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ 割引率</td><td style="text-align: right;">1.7%</td></tr> <tr><td>ハ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	838	ロ 未積立退職給付債務	838	ハ 未認識数理計算上の差異	94	ニ 退職給付引当金残高	743	イ 勤務費用	96	ロ 利息費用	28	ハ 期待運用収益	5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162	ヘ 退職給付費用合計	315	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	1,429																																																														
ロ 年金資産	676																																																														
ハ 未積立退職給付債務	753																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	141																																																														
ホ 退職給付引当金残高	612																																																														
イ 勤務費用	107																																																														
ロ 利息費用	30																																																														
ハ 期待運用収益	5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169																																																														
ヘ 退職給付費用合計	336																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														
イ 流動負債	16																																																														
ロ 割増退職金	433																																																														
イ 退職給付債務	838																																																														
ロ 未積立退職給付債務	838																																																														
ハ 未認識数理計算上の差異	94																																																														
ニ 退職給付引当金残高	743																																																														
イ 勤務費用	96																																																														
ロ 利息費用	28																																																														
ハ 期待運用収益	5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162																																																														
ヘ 退職給付費用合計	315																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	1.7%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														

(ストックオプション等関係)

第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

平成18年度ストックオプション		
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
権利未確定残	-	-
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

付与日	平成18年度ストックオプション	
	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

付与日	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	-

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 4 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

	平成21年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 19,724,100株
付与日	平成22年2月8日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
権利未確定残	-	-
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	6,000,000	6,000,000
失効	0	0
権利未行使残	0	0

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利確定前(株)		
期首	5,330,000	2,840,000
付与	0	0
失効	5,330,000	2,840,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,020,000	300,000
付与	0	0
失効	1,020,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	3,610,000	30,000
付与	0	0
失効	3,610,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年2月8日
権利確定前(株)	
期首	0
付与	19,724,100
失効	165,000
権利確定	0
権利未確定残	19,559,100
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円)	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 3	0	0

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	0

(注) 1 当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

（税効果会計関係）

第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金繰入超過額 895	賞与引当金繰入超過額 1,309
その他 182	その他 334
1,078	1,644
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
投資有価証券等評価損 171	投資有価証券等評価損 79
関係会社株式評価損 185	関係会社株式評価損 185
退職給付引当金超過額 249	退職給付引当金超過額 302
子会社投資損失引当金 234	子会社投資損失引当金 234
固定資産減価償却超過額 215	固定資産減価償却超過額 249
その他 162	その他 64
1,218	1,115
繰延税金資産合計 2,297	繰延税金資産合計 2,759
繰延税金負債(流動)	繰延税金負債(流動)
事業税中間納付還付予定額 216	その他有価証券評価差額金 83
繰延税金負債合計 216	繰延税金負債合計 83
繰延税金資産の純額 2,080	繰延税金資産の純額 2,676
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.6%	法定実効税率 40.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目 30.3%
外国税額控除の影響額等 11.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 27.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%	海外子会社の留保利益の影響額等 13.9%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.5%

(関連当事者情報)

第50期(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注) 1	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc. (ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円
営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

第51期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 98.59		ストックオプション(新株予約権)の行使	1,908	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権（権利行使価格：1株当たり159円）を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（85,000株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	149,594	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注)1 (注)2	5,068

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年9月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,090百万円
負債合計	1,626百万円
純資産合計	8,464百万円
営業収益	10,606百万円
税引前当期純利益	4,405百万円
当期純利益	3,482百万円

(1株当たり情報)

第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
1株当たり純資産額	222円93銭	1株当たり純資産額	210円58銭
1株当たり当期純利益	9円16銭	1株当たり当期純損失	3円64銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</p>	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第50期 (平成21年 3月31日)	第51期 (平成22年 3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	41,246	41,470
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,246	41,470
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数(千株)	185,013	197,013
普通株式の自己株式数(千株)	-	85
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	185,013	196,928

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失() (百万円)	1,693	696
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円)	1,693	696
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	184,790	190,975
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株、	平成21年度ストックオプション(1) 19,559,100株

（重要な後発事象）

第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 投資有価証券の繰上償還 当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年度末現在）が平成21年 5月14日に繰上償還されることを、平成21年 5月11日に金融庁に届出ております。	-

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,260百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 50,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	181百万米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの「資本金の額」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

投資対象とする各投資信託証券の選定や組入比率について投資助言を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社のホールディングカンパニーが、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」、「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月22日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているプロフェッショナル・ステージの平成20年6月13日から平成21年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロフェッショナル・ステージの平成21年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月21日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 涉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているプロフェッショナル・ステージの平成21年6月13日から平成22年6月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロフェッショナル・ステージの平成22年6月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻村和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。